

第6期第27回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月25日(金) 午前9時30分から午前10時01分

2. 開催場所 むかわ町産業会館第3会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	清瀬 利一	○	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	○
4番	小笠原 正実	△	14番	森山 幸治	○	24番	青木 茂美	○
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	○	20番	遠藤 一三	△			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第6 報告第4号 北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件

第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第10 議案第4号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第11 議案第5号 農地移動適正化あっせんに関する件

第12 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助

7. 会議の概要

事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。欠席委員は、4番・小笠原正実委員と20番・遠藤一三委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第27回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、7番・毛利 武委員と8番・林利輝委員の両名を指名したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、両名に決定をいたします。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案6件合わせて10件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。3件・6筆・9,330㎡となっております。

1番は、地域の担い手へ農地の集約化を行うため、解約に至ったものです。

2番は、●●さんが賃貸していた農地について、●●さんが自作地とするため解約に至ったものです。

3番は、借主の●●さんが息子さんに経営移譲することに伴い、解約に至ったものです。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 9月につきましては、議案に記載のとおり、9月14日に川西地区委員会、川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、あっせんの申出4件について審議した結果、適当と判定しております。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件、あっせんの申出1件について審議した結果、適当と判定し、あっせんの申出については、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。 穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。 なお、あっせんの申出内容については、4ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第5 報告第3号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>報告第3号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書6ページ、7ページに申出書の写しを添付してございます。 記載の農地は7月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第3号にてご説明申し上げます。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 報告第4号「北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求め</p>

主 事 以上、1件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

16ページから17ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

25 番 1番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●さんが経営移譲することから農地を使用貸借する案件です。

相手方の●●さんは今後、当該地で南瓜を作付する計画となっております。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。

続いて、日程第8 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 事 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

1番は、●●〈農地所有適格法人〉が農作業場等の確保をする案件です。申請地の農地区分は農用区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。また、申請者が営農上必要とする農作業場等を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。

2番は、●●さんが農作業場等の確保をする案件です。申請地の農地区分は第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である、農業用施設用地への転用となります。また、申請者が営農上必要とする農作業場等を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。

なお、1番、2番どちらも面積・事業案件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。

主 事 20ページから25ページまで、それぞれ現況地目図・配置図・調査票を添付しておりますので、ご確認願います。以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

21 番 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、農作業場等を確保するものです。申請地は、●●<農地所有適格法人>が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

15 番 2番について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、農作業場を確保するものです。申請地は、●●さんの所有地内であり、近隣農地とは接していないため、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第9 議案第3号「業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

主 任 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書27ページから、利用権設定2件です。
1番につきましては、報告3号でご説明いたしました買入協議により農業公社への所有権移転が完了したため、一時貸し付けを行うものです。
2番につきましては、報告第1号でご説明いたしました、●●さんから息子さんへの経営移譲によるものです。
以上、利用権設定2件3筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
なお、28、29ページにそれぞれ図面を添付しておりますので、ご確認願います。以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第10 議案第4号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主任 議案第4号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申しあげましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。

なお、32ページから33ページまで、町長宛の要請書、函面を添付しておりますので、ご確認願います。以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 議案第5号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主任 議案第5号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。議案書35ページをお開き願います。

以上、4件の実施について、36ページから39ページに函面を添付してございますので、ご確認願います。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定

主 議	任 長	<p>くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第12 議案第6号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が願出人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>異議がないようですので、このまま審議に入ります。 事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
主 事	事	<p>議案第6号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書41ページをお開き願います。 公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。 1番の申請地は、願出人の●●さんが相続を受ける前の30年以上前から農地として利用されておらず、現在は農地には当たらない家庭菜園として利用しているとのことです。現地確認結果として、議案に記載のとおり、宅地化と、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。 2番の申請地は、願出人の●●さんが平成30年に所有者となってから農地として耕作していますが、登記簿上はそれぞれ雑種地と原野となっております。現地確認結果として、議案に記載のとおり、田と畑であると判断しております。 以上、2件、42、43ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
22	番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p>

- 2 2 番 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地には当たらない家庭菜園として利用され、宅地化など非農地化状態となっており、農地法上の農地に該当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
- 1 4 番 現地を確認してきましたので報告します。
申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、水稻・南瓜が耕作され、農地として適切に利用されています。よって、農地であると判断しております。以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)
- 議 長 質疑なしと認め、議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、10月26日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。